

社会福祉法人揺籃会 役員等報酬規程

(定款第9条第1項・第23条第1項)

(目的)

第 1条 この規程は、社会福祉法人揺籃会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第 2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第 3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け、下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合業務時間内開催時は支給しない。

(1) 費用弁償

①理事会及び評議員会に出席した場合

・ 1回出席当り 5,000円

②監事が内部監査、理事会に出席した場合

・ 1回出席当り 5,000円

(2) 交通費

・ 市内居住の理事・監事・評議員は1回につき1,000円を支給する。

・ 市外居住の理事・監事・評議員は実費相当額を支払う。

(その他)

第 4条 役員等が業務にて出張する場合は、社会福祉法人揺籃会の旅費規程の課長職以上を準用する。

(改廃)

第 5条 この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(附則)

- 1 この規程は、平成28年12月14日に制定し、平成29年4月1日より施行する。
- 2 従前の理事、監事の実費弁償支給規程は平成29年3月31日で廃止する。